ラポール社労士事務所

事務所通信

2026年9月

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷6-6-8
https://rapport-sharoushi.jp
特定社会保険労務士
中山貴子

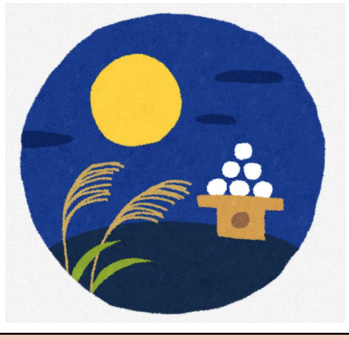

いつもありがとうございます。社労士の中山です。

8月13日に千葉県で記録的大雨による被害が出て以降、9月中旬現在まで随分と長い期間、全国各地で線状降水帯が形成され、あちこちで甚大な被害が生じています。秋雨前線と台風の二重の影響と言われますが、これまでにないような気候変動を感じる今日この頃です。いかがお過ごしでしょうか？

大雨が降り始めると、私はバケツや大きなゴミ箱等、外に出せる容器はありったけ出して雨水を貯めています。1日で平年1か月の雨量に対しバケツを何個出しても微々たる影響ですが、何かせずにはいられないのです(笑)。河川の氾濫が心配で、少しでも水を流さないで済むように風呂の排水を控えたりも。

8月26日はネパールで氷河崩落による痛ましい災害が発生しました。実は、これまでも世界で複数の氷河融解・後退による災害が発生しているとのこと。昨年は、米アラスカ州のフィヨルドで大規模な崩落が発生し海に落下したことにより、480M（東京タワー1.5倍）もの津波が発生したとの事です！今後も災害は続きそうですね。

これらの災害はとてつもなく規模の大きな話ですが、そのような中でも、**まずは自分にできる小さな一歩から！！**

ということで、以前から気になっていたAEDの使い方について、消防庁の動画を見てみました。短い動画ですが、AEDの使い方のみではなく、救急・救命についての基礎的なことがまとめられていて、とても役立ちます。右欄にQRコードを貼っていますので、もしよろしければご覧になってください。

AEDの使い方については、日本AED財団のオンライン講習というのもあるようです。こちらもご参考までに右欄にQRコードを貼ります。

もし、従業員や家族が倒れたりしたとき、**AEDを使えますか？AEDは職場や家庭の近隣でどこにあるか知っていますか？**

突然話は変わりますが、ここでクイズです。採用面接で次のことを聞いてもOKでしょうか？

Q１．「尊敬する人物は誰ですか？」

Q2.「家族構成を教えてください」

Q3.「家は持ち家ですか？借家ですか？」

答えは全て×です。解答の詳細については、次回に。

記事内容

１．求職者等に対するセクハラ対策の義務化

～いわゆる「就活セクハラ」～

２．2026年度の最低賃金

東京都は1280円に。

３．生活道路の法定速度が変わります。

東京消防庁の救急救命用の動画

日本AED財団のオンライン講習会のページ

1．　求職者等に対するセクハラ対策の義務化（10月1日～）

■求職者等に対するセクハラとは？

事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等**による**求職活動等**が阻害されるものをいいます。

＊性的な言動とは、、性的な事実を尋ねたり、性的な情報を流布、性的関係の強要、身体への接触等です。

＊求職者等とは、、企業への求職者のほか、採用活動に参加する者や教育実習生、看護実習生も含みます。

＊求職活動等とは、、就職説明会・セミナーへの参加、インターンシップへの参加、OB・OG訪問、教育実習・看護実習などで、SNS等のオンライン上のものも含みます。

■事業主が行うべきことは？

✅方針等の明確化を周知・啓発

✅相談体制の整備

✅事後の迅速・適切な対応

✅その他（プライバシーの保護や協力者への不利益的扱いの禁止）

昨今、面接官やリクルーターによる求職者へのセクハラ問題が新聞記事でも取り上げられ、社会問題化しています。就活生の4割以上が活動中に不快な思いをしているとの事です。

これを受けて、企業での求職者に対する措置義務が定められました。

求職者は就職活動に際し、自分を良く見られたいと思い自己をアピールするようにも見受けられるかもしれません。その姿に勘違いをして悪気なくセクハラ行為に至るケースもあるかもしれません。就活への対応に問題意識を提起し、企業での体制整備が求められています。

2．　2026年度の最低賃金（10月1日～）

各地方最低賃金審議会の答申が出そろいました。

厚労省リンク：全国の答申一覧

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001745621.pdf

東京は、現在の1,226円から54円upの**1,280円で決定**しました。10月1日から適用されます。

政府は、遅くとも2030年前半までに全国平均1,500円を目指しています。

3．生活道路の自動車法定速度が引き下げ（9/1～）

通勤・通学・買い物等の日常生活で利用される**生活道路**（センターラインがなく、道路標識や道路標示で法定速度が示されていない道路）の法定速度が60キロから**30キロ**に変わりました。

業務で自動車を利用する企業では周知の事と思いますが、従業員が通勤で利用したり、時々業務で自動車を使用するような場合には注意するよう周知しましょう！

警視庁リンク：

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/Residential_roads.html

厚労省サイト「あかるい職場応援団」より

リンク：　https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/files/uploads/pawahara_poster2025_b_high.pdf

警視庁サイトより

東京労働局サイトより